

令和6年能登半島地震にかかると市内支援事業・各種窓口について

各種相談窓口

①相談窓口の開設

災害に関する相談全般を受け付けます。

■問合せ 防災課 防災対策係（3階2番窓口）
☎ 0256・77・8381

②災害ごみの処理の相談

壊れた瓦・ブロック塀などがれき処理の相談を受け付けます。生活環境課での受付時に被災届出証明書の提出が必要です。

■問合せ 生活環境課 環境政策係（2階14番窓口）
☎ 0256・77・8167



◀詳しくはこちら

③罹災(被災届出)証明書の交付申請受付

公的支援などを受けるために必要な、罹災(被災届出)証明書の交付申請を受け付けます。

【住家】罹災証明書は、後日、市による認定調査が必要です。

【住家以外】被災届出証明書は、状況写真(スマホ画面可)の提出が必要です(当日発行)。

■問合せ 税務課 資産税2係(2階9・10番窓口) ☎ 0256・77・8148

詳しくはこちら▶



燕市内の被害状況など

【住家被害】

全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
0	0	0	320

【社会福祉施設被害状況】

全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
0	0	0	7

【公共施設被害状況】

全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
0	0	0	21

【道路被害】

道路冠水	道路破損	橋梁破損	ブロック塀倒壊など
0	0	0	18

【文教施設被害状況】

施設	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
保育園・幼稚園など	0	0	0	5
小学校	0	0	0	3
中学校	0	0	0	2

【非住家被害】

	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
倉庫	0	0	0	4
車庫	0	0	0	10
作業所	0	0	0	10
その他* (ブロック塀・石灯笼など)	0	0	0	226

掲載の被害状況は1月17日時点の情報です。最新の情報は右の二次元コードからご確認ください▶



*その他「一部破損」件数には、道路被害「ブロック塀倒壊など」を含む

令和6年1月に発生した能登半島地震に伴い、建物の一部破損をはじめ、ブロック塀や石灯笼等の倒壊による道路通行の妨げなど、日常生活に支障をきたす事態となっています。こうした状況を踏まえ、市民の負担軽減と早期の復旧を支援するため、支援事業の実施や各種窓口を開設しています。

支援事業の申請や相談窓口など、ご不明点がある場合は、お気軽に各担当へお問い合わせください。

支援制度の概要

支援制度	住宅リフォーム助成事業	ブロック塀等撤去費助成事業
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 燕市に住所のある個人 工事対象住宅などの所有者または所有者の3親等以内の親族 ※所有者が企業・法人などや親族以外の場合は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ブロック塀などの所有者(個人、法人は問いません) ブロック塀などの所有者の3親等以内の親族 ※所有者が宗教法人や親族以外の場合は対象外
助成対象工事	<p>1月1日地震発生以降に発注した工事で、次の①～③の条件を全て満たすもの</p> <p>①地震により破損した住家および敷地内の非住家を修繕する工事 ※非住家：空き家、併用住宅の店舗等の部分、別棟の車庫・倉庫など</p> <p>②市内登録施工業者に発注した工事(やむを得ない場合は市外業者も可)</p> <p>③対象工事費が税込11万円以上 ※すでに発注済みの工事でも対象になります</p>	<p>1月1日地震発生以降に発注した工事で、次の①～②の条件を全て満たすもの</p> <p>①下記の撤去工事 ・ブロック塀など ・石灯笼などの組積工作物</p> <p>②市内業者に発注した工事(やむを得ない場合は市外業者も可) ※すでに発注済みの工事でも対象になります</p>
助成内容	<p>補助率：対象工事費(消費税相当分を除く)の2分の1</p> <p>補助上限額： ・住家20万円(罹災証明書の発行が必要) ・非住家10万円(被災届出証明書の発行が必要) ※住家、非住家あわせて1世帯あたりの上限20万円(申請は1回まで)</p>	<p>補助率：対象工事費(消費税相当分を除く)の2分の1</p> <p>補助上限額：上限額10万円 ※申請は同一敷地で1回まで</p>
申込期限	3月28日(木)まで	
問合せ	営繕建築課 建築指導係 ☎ 0256・77・8282	

詳細や申請書ダウンロードはこちら▶▶



詳細や申請書ダウンロードはこちら▶▶

